

報告第7号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定に基づき、亀岡市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について次のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により、これを報告し承認を求める。

令和2年6月8日提出

亀岡市長 桂川孝裕

専決第10号

専 決 処 分 書

亀岡市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分する。

令和2年5月7日

亀岡市長 桂川孝裕

亀岡市介護保険条例（平成12年亀岡市条例第15号）の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和2年5月7日専決

亀岡市長 桂川孝裕

亀岡市条例第24号

亀岡市介護保険条例の一部を改正する条例

亀岡市介護保険条例（平成12年亀岡市条例第15号）の一部を次のように改正する。

第10条第2項に次のただし書を加える。

ただし、市長は、これにより難しい事情があると認めるときは、別に申請期限を定めることができる。

附則に次の1条を加える。

（新型コロナウイルス感染症の影響により収入の減少が見込まれる場合等における保険料の減免）

第10条 令和2年2月1日から令和3年3月31日までの間に納期限（特別徴収の場合にあっては、特別徴収対象年金給付の支払日。以下この条において同じ。）が定められている保険料（第1号被保険者の資格を取得した日から14日以内に法第12条第1項の規定による届出が行われなかったため令和2年2月1日以降に納期限が定められている保険料であって、当該届出が第1号被保険者の資格を取得した日から14日以内に行われていたならば同年2月1日前に納期限が定められるべきものを除く。）の減免については、新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）附則第1条の2に規定する新型コロナウイルス感

染症に係り市長が別に定める者は、第10条第1項に規定する保険料の減免の要件を満たすものとして、同項の規定を適用する。

附 則

この条例は、令和2年5月7日から施行し、令和2年2月1日から適用する。

亀岡市介護保険条例の一部を改正する条例要綱

- 1 新型コロナウイルス感染症緊急経済対策として、新型コロナウイルス感染症の影響により一定程度収入が減少した被保険者等の介護保険料の減免を行うため、所要の規定整備を図ることとした。
- 2 この条例は、令和2年5月7日から施行し、令和2年2月1日から適用することとした。